

## 第 1 回部会を受けた委員等からの質問事項への回答

農林水産省大臣官房統計部  
センサス統計室

## 【 I 農業集落調査関連】

## 【農業集落調査以外で把握している事項の取扱い】

1. e-Stat で公表されている農業集落調査の集計結果の中には、農業集落調査以外から得られる情報を用いて、「立地条件等」「農業集落の概況」の集計も行われています。

今回の変更により、調査対象から外れる農業集落が発生しますが、これらの農業集落調査以外をソースとする結果表についても同じ取扱いになりますか（「立地条件等」等の集計表についても、約 3 千集落が母数から除かれるということですか。）。

（回答）

「立地条件等」、「農業集落の概況」の集計については、農山村地域調査票（農業集落用）による調査を行わない集落についても行政情報等を用いてデータを作成し、農林水産省の「地域の農業を見て・知って・活かす DB」において公開することを予定しています。

## 【審査メモの記載ぶりに対する指摘】（資料 2・P15～16）

2. 資料 2（審査メモ）の P16 の論点において、今回の変更により調査対象から除外される集落について、「事実上、農業が行われてない集落」と記載されています。

しかし、母集団名簿が、農業に従事する人の居住地に着目して作られ、農地の所在地に着目したものでないことからすると、この記載は、正確な記載になっていないのではないのでしょうか。

（回答）

総務省が回答

【行政記録情報等による代替】（資料４・P16（b））

3. 農業集落調査の報告者の選定について、今回の計画では、「実際に農業に従事する立場の人から統一的に選定するという考え方」によるとされていますが、農業集落調査の調査事項は、地域の活動に関する内容であり、公知又は地域で共有されている情報と考えられます。

ですので、実際の農業従事者でなくても、地方公共団体職員など（農業委員、普及指導員などを含む。）地域の事情を知る人や、その他の行政資料で分かる場合もあるのではないかと思います。

将来的に、農業従事者以外から回答や情報を得る方法は考えられませんか。

（回答）

- 1 農山村地域調査票（農業集落用）は集落における、寄り合いの回数、議題や農地等の保全活動について調査することを目的としていることから、報告者は実際に農林業に従事する方から選定することとしています。
- 2 なお、今回（2025年農林業センサス）変更した報告者の選定方法により調査を行った結果を踏まえて、将来の実施方法について検討してまいりたいと考えております。

【回答が得られない場合の対応】（資料4・P17（d））

4-1. 今回の計画では、候補者の選定に当たっての優先順位が多段階に設定されていますが、誰に聞いても分からなかった場合の取扱いについて、あらかじめルール化した方がよいのではないかと思います。

本調査の調査事項である寄り合いの開催状況などは、公知又は地域で共有されている情報と考えられますので、報告者からの回答がなく、疑義照会によっても明らかにならない場合には、寄り合いの存在がそれほど認識されていない可能性が高い場合もあり、事実上「開催されていない」と同等に扱ってもよい場合も少なくないのではないのでしょうか。

そうであるならば、例えば、

- ① 調査票に、はじめから「わからない」という欄を設けておくことで、報告者に接触する負担の軽減や、調査の効率化を図る
  - ② 集計時において、「開催されていない」には、どこまで調べてもわからない場合も含まれる」とする
- といった対応も一案だと思いましたが、いかがでしょうか。

（回答）

- 1 報告者は調査対象集落において農林業に従事する方であることから、集落内の別の方から情報収集して回答いただくことも含めれば、調査票の設問に対して回答いただけるものと考えています。
- 2 ご提案①の「わからない」という選択肢については、報告者が回答可能であるにもかかわらず、回答に自信がないために「わからない」を選択するケースが生じる懸念があることから、こうした選択肢は設けないという判断をしています。  
また、ご提案②については、開催されていないことが明確な場合と開催されているか不明の場合が同一の選択肢の回答の中に混在する結果となるため、利用者の利便性、前回調査結果との継続性の観点から、適切でないと考えています。回収した調査票からは開催の有無が判定できない場合には、例えば公表時の表章に「不詳」欄を設けることを検討したいと考えています。

4-2. また、調査の実施過程では、「選定された報告者が報告事項全てについて回答不可の場合には、(略)次候補者(略)へ調査票を再発送する」(資料4・P17(d))とされていますが、全てについて回答不可の場合だけでなく、一部回答不可の場合についても、回答が得られていない事項に限って、次候補者に回答を求めるといった柔軟な対応も有り得るのではないのでしょうか。

(回答)

- 1 報告者が一部項目に回答不可(自信がないなど)の場合は、集落内の別の方から情報収集して回答いただくよう依頼する予定です。
- 2 なお、回収した調査票に未記入部分があった場合は、報告者に事情の聞き取りを行うなど柔軟な対応をまいります。

【今回調査対象から外れる集落の取扱い】（資料４・P19（c））

５．資料４のP19では、「調査対象から除外される農業者が居ない農業集落においても、一部集落内には農業用排水路、森林やため池・湖沼などの地域資源は存在している」と回答されていますが、今回除外される農業集落であっても、今後、新たに農業者が居住したり、農業が行われたりする可能性もないとは言えませんし、一定のデータニーズもあり得るのではないのでしょうか。

そうであれば、将来的には、そのような地域の地域資源についても、調査あるいは何らかの別の方法などで把握しておく必要があるのではないのでしょうか。

（回答）

- １ 農山村地域調査票（農業集落用）による調査を行わない集落についても、「立地条件等」、「農業集落の概況」等については、行政情報等を用いてデータを作成し、公開します。
- ２ また、第113回産業統計部会（6月5日開催）においてもご説明したとおり、農山村地域調査票（農業集落用）による調査を行わなかった集落に、将来、新規就農等により調査対象者が出現した場合は、調査票による調査を行うこととなります。

【調査方法】（資料４・P20）

６．①調査対象者への電話督促や訪問、②調査対象者の変更（選定替え）による再調査について、農林水産省から民間事業者にどのような指示を行うことを想定していますか。

（回答）

- １ ①については、調査期間（3ヶ月間）中から電話による督促を行って速やかに回収することとしています。電話による督促を行っても回収できない場合には、費用対効果を考慮しつつ、必要に応じて訪問して回収するよう民間事業者に指示することを想定しています。
- ２ ②については、民間事業者が、選定された報告者の反応や調査期間（3ヶ月）を踏まえて適時に判断できるよう、民間事業者に指示する考えです。

## 【Ⅱ 農林業経営体調査関連】

- ① 農林業経営体調査票6頁の「耕地（田・畑・樹園地）」においては、「居住地以外の市町村にある土地も含まれます」とされていますが、例えば、A市に居住している経営体が保有している耕地は、他市町村に所在する耕地も含めて、全てA市の耕地として集計されることになりますか。

（回答）

農林業経営体調査は属人統計のため、他市区町村に所在する耕地も含め、A市に居住している経営体が所有（又は経営）している耕地として、全てA市の耕地として集計されます。

- ② 経営体の居住地と、その所有（又は経営）する耕地とが異なる市町村にある事例は、どのくらいの件数・面積があるか把握しておられますか。その数字があれば示してください。

もし、把握されていない場合、このようなデータについて、将来的に農林業センサスにおいて把握する必要はないでしょうか。

（回答）

- 1 経営体が所有（又は経営）している耕地の所在地に関する情報は調査していないため、経営体の居住地と所有（又は経営）している耕地が異なる市区町村にある事例については把握していません。
- 2 農林業経営体調査は、従前から一貫して属人統計であり、当該地域に所在する農林業経営体の基本的な生産構造や就業構造の実態を把握するとの考えにより調査しています。将来の調査のあり方については、属人統計として調査するとの農林業経営体調査の基本的な考え方やデータに対するニーズ、調査にかかるコスト（調査対象者にかかる負担）等、様々な視点から検討する必要があると考えています。

③ このような経営体の居住地と保有する土地の所在地との乖離は、統計の利用・分析に、どの程度影響があると考えられますか。  
現状において、結果利用上の注意点として、公表資料上で明記されていますか。

(回答)

1 経営体の居住地と所有(又は経営)している耕地の所在地の乖離については、e-Statで公表している農林業センサスの「用語の解説」における「経営耕地」の説明において、留意点として、以下のとおり記述しているところです。

○ 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作(出作)している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

2 なお、農林業経営体調査は属人統計であり、当該地域に所在する農林業経営体の基本的な生産構造や就業構造の実態を把握するとの考えにより調査しており、1950年の農林業センサス開始以降こうした考え方により把握していることは広く認知されていることから、統計の利用・分析上特段の影響はないと考えています。